

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（178）」

2. 日時：平成29年6月13日 13時30分～19時00分

3. 場所：原子力規制庁 13階会議室E

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

近田安全審査官、義崎原子力保安検査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント安全向上グループ課長

他7名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、平成29年5月31日に提出を受けた『東海第二発電所重大事故等対処設備について』における、設置許可基準規則等への適合性のうち「45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」について説明があった。また、東海第二発電所の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1. 2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却する手順等」について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 常設高圧代替注水ポンプの特徴としてブラックスタートができるとの説明を受けたが、原子炉隔離時冷却系ポンプとの相違点を整理して提示すること。
- 常設高圧代替注水ポンプの「悪影響防止」の内容は、設置許可基準43条設備共通の悪影響防止の基本方針を踏まえて整理して提示すること。
- 常設高圧代替注水ポンプ新設に伴い設置した「原子炉隔離時冷却系 SA 止め弁」を追加した目的、悪影響（弁固着等）について整理して提示すること。
- 人力操作が必要な対象弁を明確にするとともに「操作性の確保」に人力による操作が容易である理由を追記すること。
- 「環境条件」の説明において「現場操作での弁操作は、事象初期の放射線量が高くない段階で操作する運用とする」とあるが具体的にどのような設計方針なのか、設置許可基準43条設備共通の環境条件の基本方針を踏まえて整理して提示すること。
- 「試験検査」の対象に常設高圧代替注水ポンプと合わせて追加した「原子炉隔離時冷却系 SA 止め弁」等の記載が無いが、対象に含まれていることを整理して提示すること。「重大事故等の対応手段の選択」における「優先順位の

考え方」を整理して提示すること。

- 高圧代替注水系の起動操作における「原子炉隔離時冷却系 SA 止め弁」操作について「中央制御室起動」と「現場手動起動」で取扱いが相違する理由を整理して提示すること。
- 技術的能力審査基準 1.2 解釈 1b) 現場操作 i) の適合方針について、東海第二における原子炉隔離時冷却系ポンプの構造及び同等以上の効果を有する措置等を整理した上で、要求事項に対する適合方針を提示すること。
- 添付資料「重大事故対策の成立性」における「a. 操作概要」「c. 操作時間」「d. 操作の成立性」について、「設置未完のため実績なし」とのことだが、所要時間目安の算出方法、操作性、所要時間目安に対してどのように実効性を担保するのか、考え方を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電株式会社に対して、提出資料の不備（誤字・脱字、不明確な記述及び当該ヒアリング以前に指摘した項目に対する反映漏れなど）及び平成29年6月8日審査会合で説明のあった審査スケジュールに対して、非現実的なヒアリング設定となっていることについて、是正を求めた。

(3) 日本原子力発電株式会社から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1. 2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却する手順等】
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1. 3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等】
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1. 4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等】